

放課後児童クラブの基準改正に関する比較表

項 目	旧	新	
	平成26年度まで現在基準	平成27年度からの基準	
指導員(放課後児童支援員)の資格	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましい。 *「児童の遊びを指導する者」は次の各号のいずれかに該当する者 1 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業したもの 2 保育士の資格を有する者 3 社会福祉士の資格を有する者 4 高等学校もしくは中学校を卒業した者、大学への入学を認められた者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者 5 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭となる資格を有した者 6 次のいずれかに該当する者で児童厚生施設の設置者(地方公共団体もしくは都道府県知事)が適当と認めた者 イ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科を修めて卒業した者 ロ ⑤の学科において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ハ 大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科を修めて卒業した者 ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科を修めて卒業した者	都道府県知事が行う研修を終了したもので、次のいずれかに該当する者 ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ④幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭となる資格を有した者 ⑤大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科を修めて卒業した者 ⑥⑤の学科において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	従うべき基準
指導員(放課後児童支援員)の員数	《国》 員数の定めはない。《県》 常時複数配置。 《市の要領》 登録児童数(5～35人以下) 指導員1名以上 (36～70人以下) 指導員2名以上 (71人以下) 指導員3名以上 * 障害児を受け入れている場合、上記に指導員1名追加	放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上配置する。うち1人を除き補助員を持ってこれに替えることができる。	従うべき基準
児童集団の規模	《国・県》 1クラブおおむね40人程度までが望ましい。最大70人までとすること。	1クラブおおむね40人以下とする。	参酌すべき基準
施設・設備	《国・県》 生活の場としての専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用スペースを確保。児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)、支援に必要な設備及び備品の確保。 専用区画の面積は児童一人につきおおむね1.65㎡以上	参酌すべき基準
開所日数	《国・県》 放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。(特例200日以上) 《市の要綱》 年間250日以上300日以内開所すること。(新規開設に限り7月1日までの開設で、年間200日以上249日以内の開設日数を認める。)	年間250日以上を原則とし、その地方における保護者の就労日数、小学校の授業の休業日等の状況を考慮して事業所ごとに定める。	参酌すべき基準
開所時間	《国・県》 平日は1日平均3時間以上、休日は1日8時間以上開所すること。 《市の要綱》 平日は下校時から午後6時までとし、休日は午前9時から午後6時までとすること。	・小学校の授業の休業日…1日につき原則8時間以上 ・小学校の授業の休業日以外…1日につき原則3時間以上 その地方における保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻等の状況を考慮して事業所ごとに定める。	参酌すべき基準

項 目	旧	新	
	平成26年度まで現在基準	平成27年度からの基準	
非常災害対策	《国・県》 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を行うこと。	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めること。 避難及び消火に対する訓練は、定期的に行うこと。	参酌すべき基準
虐待等の禁止	《国・県》 ・職員は体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為をしてはならない ・児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉の介入が必要とされるケースについては、要保護児童対策地域協議会等を活用しながら児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。	児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 *児童福祉法33条の10 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	参酌すべき基準
保護者・小学校・関係機関との連携	《国・県》 ・保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。 ・学校との連携を積極的に図ること。 ・保育所、幼稚園と連携し、情報の共有と相互理解を図ること。	・常に児童の保護者と密接な連絡を取り、児童の健康・行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解・協力を得よう努めること。 ・市町村、児童福祉施設、児童の通学する小学校等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たること。	参酌すべき基準
事故発生時の対応	《国・県》 速やかに適切な処置を行うこと。	速やかに市町村、児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。賠償すべき自己が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参酌すべき基準
苦情への対応	《国・県》 ・要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。 ・苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。	事業者は行った支援に関する児童やその保護者等からの苦情に、迅速にかつ適切に対応するために、苦情受付窓口設置等の措置を講じること。事業者はその行った支援に対し市町村から指導や助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行うこと。	参酌すべき基準
最低基準と事業者	規定なし	・事業者は最低基準を超えてその設備及び運営を向上させなければならない。 ・最低基準を超えて設備を有し、または運営している事業者は、最低基準を理由としてそれらを低下させてはならない。	参酌すべき基準

項 目	旧	新	
	平成26年度まで現在基準	平成27年度からの基準	
一般原則	《国・県》 ・対象は小学校1～3年に就学している留守家庭児童で、その他健全育成指導を要する児童も加えることができる。 ・放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること。 《市の要綱》 ・対象は市内の小学校に通学する小学校1～6年までの留守家庭児童で、児童に家庭生活及び社会生活において必要な規律、礼儀、健康、暗線等の基本的習慣を家庭的雰囲気の中で学習する場を提供するもの。 ・児童クラブは児童の育成及び指導を行う。	・対象は小学校に就学している留守家庭児童で、児童の自主性、社会性、および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的とする。 ・事業者は、児童の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重すること。 ・事業者は、児童の保護者や地域社会に事業運営の内容を適切に説明するよう努めること。 ・事業者はその運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 ・事業を行う場所(事業所)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。	参酌すべき基準
職員の一般的要件	規定なし	職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者。出来る限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者。	参酌すべき基準
職員の知識及び技能の向上等	《国・県》 指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、または、受講させること。	・職員は常に研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識・技能の修得、維持、向上に努めること。 ・事業者は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	参酌すべき基準
児童を平等に取り扱う原則	規定なし	児童の国籍、信条、、社会的身分による、事業者の差別的取扱いの禁止。	参酌すべき基準
衛生管理等	《国・県》 ・感染症予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、施設設備やおやつ等の衛生管理の徹底、児童クラブ内や地域・学校で発生している感染症についての情報を保護者に提供すること。 ・感染症等の発生時の対応についての対応策の事前作成。	児童の使用する設備、食器等または飲用に供する水についての衛生管理、衛生上必要な措置の義務。感染症、食中毒の発生、まん延の防止。	参酌すべき基準
事業者が備える帳簿	《国・県》 適正な会計管理を行うこと。	事業者は職員、財産、収支、利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと。	参酌すべき基準
秘密保持等	《国・県》 指導員は、個人情報の慎重な取り扱いとプライバシーの保護に留意すること。	職員は、正当な理由なくその業務上知り得た児童やその家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。	参酌すべき基準